

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 人材が不足している地域の状況の分野別運用方針への明記（入管法第二条の四第二項第二号関係）

分野別運用方針に定める事項のうち、当該分野別運用方針において定める産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項について、当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況に関する事項を含む旨を明記すること。

二 一号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援の明記（入管法第二条の五第七項関係）

一号特定技能外国人支援について、一号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援を含む旨を明記すること。

三 人材が不足している地域の状況への配慮（新附則第二条関係）

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようするために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

四 検討条項の修正（新附則第十八条関係）

1 政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

2 特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討について、「施行後三年を経過した場合」から「施行後二年を経過した場合」に改めるとともに、地方公共団体の関与の在り方、特定技能の在留資格に係る技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び技能実習の在留資格に係る制度との関係に関する検討を含む旨を明記すること。

五 その他

その他所要の規定を整理すること。